

# 参 考 资 料



# 目 次

## 1 職員給与関係資料

令和5年県職員給与等実態調査の概要	(1)
第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	(2)
第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	(3)
第3表 職員の適用給料表別平均給与月額	(4)
第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額	(6)
第5表 職員の扶養親族数別人員	(6)
第6表 職員の管理職手当の支給状況	(6)
第7表 職員の地域手当の支給状況	(7)
第8表 職員の住居手当の支給状況	(7)
第9表 職員の通勤手当の支給状況	(7)
第10表 職員の単身赴任手当の支給状況	(7)
第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員	(8)

## 2 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	(28)
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	(30)
第13表 民間における初任給の改定状況	(31)
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	(32)
第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	(33)
第16表 民間における家族手当の支給状況	(42)
第17表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	(42)
第18表 民間における冬季賞与の配分状況	(42)
第19表 民間における定年制の状況	(43)
第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	(43)
第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	(43)

## 3 生計費関係資料

令和5年4月の標準生計費算定方法	(44)
第22表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	(45)

## 4 労働経済関係資料

第23表 労働経済指標	(46)
-------------	------



# 1 職員給与関係資料

## 令和5年県職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった県職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、令和5年4月における職員の給与等の実態を調査したものである。

### 2 調査対象

令和5年4月1日に在職する職員で、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号）の適用を受ける職員（1年以内の任期を限って任用されている職員（任期付職員、任期付研究員及び再任用職員を除く。）を除く。）

### 3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、号給、職名、給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及びその他の手当等

第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

給料表 / 区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全給料表	( 39,347 ) 39,412	( 40.8 ) 40.6	( 18.7 ) 18.5
行政職給料表	( 8,996 ) 8,994	( 41.3 ) 41.1	( 19.5 ) 19.2
医師職給料表	( 39 ) 38	( 43.0 ) 42.3	( 18.6 ) 17.9
看護師職給料表	( 41 ) 43	( 39.8 ) 39.1	( 16.8 ) 16.2
研究職給料表	( 341 ) 339	( 43.5 ) 43.2	( 20.5 ) 20.2
特定獣医師職給料表	( 68 ) 68	( 42.8 ) 41.4	( 19.1 ) 17.5
公安職給料表	( 11,180 ) 11,117	( 38.9 ) 39.3	( 17.7 ) 18.0
教育職給料表(二)	( 5,437 ) 5,420	( 44.2 ) 43.9	( 21.5 ) 21.2
教育職給料表(三)	( 13,238 ) 13,386	( 40.6 ) 40.1	( 17.9 ) 17.4
特定任期付職員給料表	( 7 ) 7	( 39.9 ) 40.9	( 8.7 ) 9.7

(注) 1 ( )内は、令和4年の数値である。

2 再任用職員は含まれていない。以下、第11表まで同じ。

第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	% ( 75.2 ) 75.8	% ( 6.7 ) 6.3	% ( 18.1 ) 17.9	% ( 0.0 ) 0.0	% ( 61.6 ) 61.2	% ( 38.4 ) 38.8
行政職給料表	( 66.2 ) 66.6	( 7.5 ) 7.3	( 26.2 ) 26.0	( 0.1 ) 0.1	( 58.5 ) 58.1	( 41.5 ) 41.9
医師職給料表	( 100.0 ) 100.0	( - ) -	( - ) -	( - ) -	( 43.6 ) 44.7	( 56.4 ) 55.3
看護師職給料表	( 12.2 ) 11.6	( 82.9 ) 83.7	( 4.9 ) 4.7	( - ) -	( 9.8 ) 9.3	( 90.2 ) 90.7
研究職給料表	( 97.6 ) 98.5	( 1.8 ) 1.2	( 0.6 ) 0.3	( - ) -	( 73.9 ) 74.0	( 26.1 ) 26.0
特定獣医師職給料表	( 100.0 ) 100.0	( - ) -	( - ) -	( - ) -	( 58.8 ) 60.3	( 41.2 ) 39.7
公安職給料表	( 54.1 ) 54.5	( 3.8 ) 3.8	( 42.1 ) 41.7	( 0.0 ) 0.0	( 90.5 ) 89.9	( 9.5 ) 10.1
教育職給料表(二)	( 95.4 ) 95.5	( 3.4 ) 3.4	( 1.2 ) 1.1	( - ) -	( 56.0 ) 55.6	( 44.0 ) 44.4
教育職給料表(三)	( 90.3 ) 91.1	( 9.7 ) 8.9	( - ) -	( - ) -	( 41.5 ) 41.5	( 58.5 ) 58.5
特定任期付職員給料表	( 100.0 ) 100.0	( - ) -	( - ) -	( - ) -	( 57.1 ) 57.1	( 42.9 ) 42.9

(注) ( )内は、令和4年の数値である。

第3表 職員の適用給料表別平均給与月額

給与種目 給料表	適用人員	給料月額	給料の調整額		教職調整額		扶養手当		地域手当		初任給調整手当	
		平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	
全給料表	人 39,412	円 332,568	人 7,897	円 1,380 ( 6,885 )	人 17,044	円 5,726 ( 13,240 )	人 17,308	円 9,774 ( 22,257 )	人 39,394	円 19,178 ( 19,187 )	人 242	円 300 ( 48,838 )
行政職給料表	8,994	318,491	3,576	1,787 ( 4,493 )	-	-	3,270	7,530 ( 20,712 )	8,990	18,205 ( 18,213 )	160	522 ( 29,345 )
医師職給料表	38	453,095	9	2,652 ( 11,197 )	-	-	14	6,368 ( 17,286 )	38	82,116 ( 82,116 )	38	156,960 ( 156,960 )
看護師職給料表	43	298,409	34	11,285 ( 14,272 )	-	-	6	1,940 ( 13,900 )	43	16,893 ( 16,893 )	-	-
研究職給料表	339	374,032	11	348 ( 10,718 )	-	-	170	11,585 ( 23,102 )	339	21,404 ( 21,404 )	2	140 ( 23,800 )
特定獣医師職給料表	68	339,846	68	22,159 ( 22,159 )	-	-	26	6,370 ( 16,662 )	68	20,291 ( 20,291 )	42	16,347 ( 26,467 )
公安職給料表	11,117	329,010	1,127	351 ( 3,460 )	-	-	7,406	16,344 ( 24,533 )	11,117	18,748 ( 18,748 )	-	-
教育職給料表(二)	5,420	361,187	1,443	2,773 ( 10,416 )	5,052	13,221 ( 14,184 )	2,192	8,543 ( 21,122 )	5,420	21,014 ( 21,014 )	-	-
教育職給料表(三)	13,386	332,051	1,629	1,282 ( 10,538 )	11,992	11,505 ( 12,842 )	4,224	6,336 ( 20,078 )	13,372	19,211 ( 19,231 )	-	-
特定任期付職員給料表	7	375,700	-	-	-	-	-	-	7	20,287 ( 20,287 )	-	-

(注) 1 平均額の欄中、( )内は受給職員の平均額を示す。

2 教育職給料表(三)の平均額は、学校職員給与条例第13条の2第4項を適用せずに算出した額である。



住居手当		通勤手当		単身赴任手当		管理職手当		義務教育等教員 特別手当		へき地手当、 特勤手当		産業教育手当、 定時制通信教育手当		合計
受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	平 均 額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	円
11,576	7,495 ( 25,519 )	35,754	11,478 ( 12,652 )	187	168 ( 35,508 )	2,335	3,767 ( 63,576 )	18,660	2,451 ( 5,177 )	101	24 ( 9,530 )	675	289 ( 16,871 )	394,598
3,077	8,788 ( 25,689 )	8,190	17,284 ( 18,981 )	26	160 ( 55,231 )	617	5,354 ( 78,042 )	-	-	5	3 ( 5,891 )	-	-	378,124
11	8,079 ( 27,909 )	23	13,230 ( 21,858 )	-	-	17	51,108 ( 114,241 )	-	-	-	-	-	-	773,608
18	11,237 ( 26,844 )	39	10,679 ( 11,775 )	-	-	1	1,205 ( 51,800 )	-	-	-	-	-	-	351,648
116	8,836 ( 25,823 )	312	24,554 ( 26,679 )	-	-	36	10,408 ( 98,011 )	-	-	-	-	-	-	451,307
28	10,573 ( 25,679 )	66	30,534 ( 31,460 )	-	-	6	7,387 ( 83,717 )	-	-	-	-	-	-	453,507
2,334	5,495 ( 26,170 )	9,642	11,585 ( 13,357 )	160	461 ( 32,050 )	96	900 ( 104,260 )	-	-	2	4 ( 19,229 )	-	-	382,898
1,778	8,379 ( 25,543 )	5,055	11,057 ( 11,856 )	1	14 ( 76,000 )	300	3,266 ( 59,006 )	5,397	5,350 ( 5,373 )	-	-	675	2,101 ( 16,871 )	436,905
4,214	7,871 ( 25,004 )	12,421	7,225 ( 7,786 )	-	-	1,262	4,973 ( 52,744 )	13,263	5,050 ( 5,097 )	94	67 ( 9,517 )	-	-	395,571
-	-	6	15,931 ( 18,587 )	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	411,918

第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額

給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
円	円	円	円	円	円	円
322,804	7,895	18,430	8,861	5,968	97	364,055

- (注) 1 民間給与との比較を行う職員は、行政職給料表適用職員のうち、福祉職及び海事職の職員、医療技術職員等、本年度の新規学卒の採用者等を除く職員である(職員数 7,726名 平均年齢 41.5歳 平均経験年数 19.7年)。  
 2 給料には、給料の調整額を含む。  
 3 その他は、単身赴任手当及びへき地手当である。

第5表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該職員数	うち扶養親族である配偶者を有する職員	うち扶養親族である子を有する職員	うち特定期間の子を有する職員	うち配偶者、子以外の扶養親族を有する職員
		人	人	人	人
1人	5,109	1,690	3,122	1,078	301
2人	5,828	2,075	5,737	2,036	145
3人	4,627	3,213	4,623	1,596	72
4人	1,468	1,317	1,468	519	40
5人	241	225	241	95	22
6人以上	35	32	35	20	3
合計	17,308	8,552	15,226	5,344	583

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。  
 2 この表でいう特定期間とは、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。  
 3 受給職員1人当たりの平均扶養親族数は、2.2人である。

第6表 職員の管理職手当の支給状況

機関等	区分						受給職員計	受給職員1人 当たり支給月額
	1種	2種	3種	4種	5種	6種		
本庁・出先機関	本庁の部長	本庁の次長	本庁の課長	本庁の副課長	出先の副所長		2,335	円 63,576
公立学校				校長	校長	副校長 教頭 事務長		
受給職員数	35	111	280	184	766	959		

第7表 職員の地域手当の支給状況

支給割合	20%	16%	15%		5.4%		計
地域区分	東京都特別区	大阪市	名古屋市	東京都府中市	福岡市	福岡市を除く福岡県内の地域	
人員 (構成比)	45 (0.1%)	6 (0.0%)	1 (0.0%)	2 (0.0%)	10,235 (26.0%)	29,105 (73.9%)	39,394 (100.0%)
職員1人 当たり 支給月額	62,937	59,429	64,305	53,439	18,782	19,249	19,187

(注) 職員1人当たり支給月額は、学校職員給与条例第13条の2第4項を適用せずに算出した額である。

第8表 職員の住居手当の支給状況

区 分	借家・借間における家賃等の月額			計
	27,000円以下	27,000円を超え 61,000円未満	61,000円以上	
受給職員数	32	6,345	5,199	11,576
割 合	0.3%	54.8%	44.9%	100.0%

(注) 受給職員数には、単身赴任手当受給職員で配偶者等の住居手当を受給している職員13人を含む。

第9表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	交通機関等 利用者	交通用具 使用者	交通機関等 ・交通用具 併用者	計
	受給職員数	8,311	25,279	
割 合	23.2%	70.7%	6.1%	100.0%

第10表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給職員 計	受給職員 1人当たり 支給月額
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km 以上		
受給職員 数	149	17	1	1	1	1	17	—	—	—	—	187	35,508

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

その1 行政職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1				1						9
2										
3										
4										
5										
6										1
7										
8										
9	45		1							
10	2								2	
11	21		2							
12	38		3						4	
13	24	7	5	2					7	
14	26	4	2						1	1
15	2	3	2	1						
16	34	1	1	1						
17	13	21	1	1						
18	9	2	1					2		
19	5	4	5					2		
20	45	11	3	1				1		
21	19	127	3	3						
22	16	44	5	1						
23	7	51	4					2		
24	35	26	3	1						
25	19	127	5	2				2		
26	18	32	3	1				3		
27	35	69	5	2				5		
28	37	40	4	1				20		
29	107	62	7	1				16		
30	91	55	4	3	1			14		
31	29	48	1					8		
32	106	35	4	4						
33	25	68	6	2						
34	39	54	5	1		1		2		
35	28	46	1	1		1				
36	111	44	7	4		1				
37	55	47	6	3						
38	44	30	1	5				1		
39	43	42	4	9		1				
40	114	39	3	4						
41	47	63	4	5					1	
42	58	50	6	3		1	1			
43	40	39	8	10						
44	88	40	12	6		1	1			
45	59	60	12	16		1	1	1		
46	44	46	6	7						
47	49	60	9	5		2				
48	27	40	4	9		1				
49	11	81	22	13		2	2			
50	5	34	12	6		1	1			
51	4	46	13	8						
52	6	39	9	8			1			
53	1	60	33	14		2	1			
54	2	19	12	7		2	7			
55		30	13	7		6	119			
56	8	18	15	12		6	68			
57	1	30	30	21		2	2			
58	3	21	12	17		9	5			
59	1	24	16	18		9	41			
60	1	33	12	14		17	31			

級 号	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
61		23	29	15		13	8			
62		20	17	21		13	7			
63		21	17	15		54	54			
64		27	31	19		31	13			
65		28	25	26		40	6			
66		15	14	31		88	3			
67	1	16	19	14		66	36			
68	2	18	28	29		32	6			
69		14	21	26		42	5			
70		4	19	22		62	7			
71		8	22	12		39	15			
72		3	9	21		34	8			
73		4	18	31		39	1			
74		4	17	21		43	4			
75		6	17	28		69	4			
76			23	23		41	8			
77		4	20	27		39	4			
78		2	21	111		31	5			
79			27	68		43	7			
80	1	1	23	67		34	1			
81			35	32		20	1			
82		1	33	22		33	4			
83		1	20	32		43				
84		1	28	29		48	1			
85		1	32	22		10	20			
86		2	24	13		24				
87		1	7	21		31				
88			17	18		29				
89			13	15		23				
90			14	8		38				
91			18	11		36				
92			23	11		14				
93		1	19	7		24				
94		2	16	8		7				
95		1	18	10		11				
96		1	25	18		4				
97			21	13		7				
98			20	19		4				
99			21	24		13				
100			14	27		3				
101		1	18	18		4				
102			24	19		5				
103			8	19		7				
104			19	10		3				
105			18	8		2				
106		2	19	9						
107		1	13	8						
108		1	19	4						
109			14	3						
110		1	16	1						
111			17	3						
112		1	15	4						
113		1	12	5						
114		1	9	9						
115			8	10						
116			11	5						
117		1	12	3						
118			14	1						
119		1	11	4						
120			19	1						

級 号	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
121			12	4						
122			6							
123			13	1						
124		1	8	1						
125		1	12							
126		1	14							
127			13							
128			15	2						
129			10	3						
130		1	9							
131			11							
132			9	1						
133		1	4							
134			10							
135			8	1						
136			4							
137			9							
138			4							
139			6							
140			3							
141			3							
142			1							
143			3							
144										
145										
146			1							
147										
148										
149										
150										
151										
152										
153			2							
154										
155			1							
156			1							
157										
158			1							
159										
160										
161			1							
162										
163										
164										
165			1							
166										
167										
168										
169										
170										
171										
172										
173										
174										
175			1							
176										
177										
178										
179										
180										

級 号給	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
181										
182										
183										
184										
185										
186										
187										
188										
189										
190										
191										
192										
193										
計	1,701	2,218	1,693	1,405	1	1,362	509	79	15	11

適用職員数	8,994人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。以下本表の各表について同じ。  
また、上表の太破線は、行政職特例号給表の当該級における最高号給を示している。

その2 医師職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14	5			
15				
16				
17				
18	1	1		
19				
20				
21				
22		1		
23		1		
24	1			1
25				
26	2	1		1
27				
28	1			
29				1
30	1			
31				
32		1		
33		1		
34				
35	1			
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43			1	
44				
45				
46				
47				
48		1		
49				1
50				
51		1		
52				
53				
54				
55				2
56				
57				
58				1
59				
60				



級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
61				
62				
63				
64				
65				10
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	12	8	1	17

適用職員数	38人
-------	-----

その3 看護師職給料表適用職員

級 号給	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8		3				
9						
10						
11						
12			1			
13						
14						
15						
16						
17		1				
18			1			
19						
20			1			
21						
22		1				
23						
24		3				
25		1				
26			1			
27						
28		2				
29		1				
30						
31		1				
32		1	3			
33		1				
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42			1			
43						
44			1			1
45						
46			1			
47						
48						
49						
50						
51					1	
52			1			
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64					1	
65						
66						
67						
68						
69					1	
70						
71					1	
72						
73					1	
74						
75						
76						
77						1
78						
79						
80						1
81						
82					1	
83					1	
84						
85						
86						1
87						
88						

級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97				1		
98				1		
99				1		
100				1		
101				1		
102				1		
103				1		
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112				1		
113				1		
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	15	11	13	2	2

適用職員数	43人
-------	-----

その4 研究職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	特4	5
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14					1	
15						
16						
17						
18					1	
19						
20			2		2	
21						
22					2	
23					2	12
24			1		2	1
25		5			3	
26					1	2
27					2	6
28		1			3	1
29	6	2			1	
30		2			2	1
31					1	4
32	7					2
33		4	3		1	2
34			1		1	2
35			1			2
36	4					
37	6	3	3			
38	1	2	2	2		
39						2
40	8					1
41		2	4	1		
42	1	4	1			
43			1	2		
44	2	2	1	3		
45	1	1		3		
46		1	2			
47		1	1	1		
48	2			2		
49		3				1
50		2	3	1		
51		2	1			
52		1	2	1		
53		6	3	1		
54		2	1	1		
55			1	1		
56	2	1	2	1		
57		2	1			
58		1		1		
59			1	1		
60		3	2			
61		6	1			
62		3		1		
63		2				
64		1	1	2		
65		2	1			
66				1		
67		1		3		
68				1		
69		2		1		
70			2	1		
71			1	1		
72			1			
73		4	1	1		
74		1		2		
75		1	3	2		
76			1	2		

級 号給	1	2	3	4	特4	5
	人	人	人	人	人	人
77				3		
78				1		
79				2		
80			2	1		
81		1	2	8		
82				4		
83			2	2		
84			1	1		
85				1		
86			1	3		
87				2		
88				3		
89				25		
90						
91						
92		1				
93						
94						
95						
96		1				
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
計	40	79	60	96	25	39

適用職員数	339人
-------	------

その5 特定獣医師職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10		1					
11							
12							
13							
14							
15		1					
16		1					
17							
18		3					
19		2					
20							
21							
22		3					
23							
24		1					
25							
26		1					
27							
28							
29		1					
30						2	
31	5					4	
32		1				1	
33							
34	1	1					
35							
36		1					
37		1					
38		2	1				
39							
40		1					
41							
42			1				
43		1					
44	1						
45							
46			2				
47							
48							
49							
50			1				
51					1		
52							
53							
54							
55					1		
56			1		1		
57					1		
58					1		
59		1					
60			1				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
61					1		
62							
63			1				
64				1			
65							
66			2				
67				1	1		
68				1			
69			1	1	1		
70			1				
71							
72				1			
73							
74				1			
75				1			
76							
77							
78				1			
79							
80							
81				1			
82							
83							
84							
85					1		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109			1				
110							
111							
112							
113							
計	7	23	13	9	9	7	0

適用職員数	68人
-------	-----

その6 公安職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	38								
8	16								
9	17								1
10	45								
11	19		1						
12	26		1						
13	22		1						
14	4			1					
15	3		2						
16	37		2						
17	10	3	4	3					
18	18		1	1					
19	15		9						
20	82	4	4						
21	78		4						
22	21		11	2					
23	43	1	9	1					
24	101	1	8	3	1				
25	29	9	13	2					
26	32	86	5	3					
27	25	20	15	5					
28	55	46	8	2					
29	29	46	21	9	1				
30	99	92	17	6					
31	41	39	16	5	1				
32	64	29	11	11	2				
33	28	32	11	4	1				
34	12	82	14	14	1				
35	13	59	20	8					
36	14	41	14	8	1				
37	5	42	24	8	1				
38	9	70	27	13	4				
39	3	50	23	13	1				
40	6	44	20	8	2				
41		38	26	12	6				
42		62	18	13	3				
43		34	40	10			2		
44	1	41	27	16	4		3		
45	1	40	28	19	39				
46		69	29	17	33		1	5	
47	1	43	31	18	47		4	1	
48	1	47	39	16	36		2	6	
49		44	61	53	35	1	2	11	
50		69	60	57	40		3	14	
51		43	91	72	46		5	16	1
52	3	40	71	77	39		3	6	1
53		28	81	61	41		10	8	
54	1	62	83	63	44		10	9	7
55		63	77	76	59		6	17	11
56		37	74	73	31		11	9	11
57		38	78	72	47		17	8	12
58		58	87	89	53		31	11	4
59		55	74	85	37		7	8	2
60		54	69	60	47		13	10	1
61			58	90	38		9	5	2
62			71	68	36		9	7	3
63			62	77	35		2	6	
64			63	87	38		5	7	5
65			28	84	45		4	7	5
66			39	98	34		3	4	5
67			24	91	46		3		2
68			25	75	48		1	3	3
69			25	72	43		3	2	
70			26	51	31		1		3
71			14	53	34		3	2	
72			17	52	36		7	5	1
73			24	55	47		2	2	
74			13	65	39			2	
75			21	50	44			3	
76			18	58	37		10	2	



級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			10	51	37		6		
78			12	51	33		7		
79			22	51	26		3		
80			8	52	43		7		
81			9	34	34		6		
82			14	36	34		4		
83			14	37	24		7		
84			12	36	28		4		
85			8	32	32		4		
86			13	28	31		16		
87			9	31	28		7		
88			8	20	28		2		
89			7	23	20		3		
90			8	17	22		5		
91			8	14	39		3		
92			3	26	25		6		
93			5	17	24		9		
94			7	14	17		4		
95			8	17	32				
96			4	18	21		2		
97			6	22	262		1		
98				21			1		
99			2	23			1		
100			6	22					
101			2	22			11		
102			2	18					
103			1	15					
104			2	11					
105			1	16					
106			1	14					
107			1	14					
108			1	9					
109				8					
110			1	9					
111			1	10					
112			1	12					
113				11					
114			4	10					
115			2	14					
116				6					
117			1	14					
118				9					
119				17					
120			1	10					
121			1	18					
122				13					
123				16					
124			3	10					
125			1	15					
126				10					
127				12					
128				8					
129			1	5					
130			1	6					
131				3					
132				6					
133			1	4					
134				3					
135				3					
136				6					
137				9					
138									
139									
140									
141			1						
142									
143									
144									
145									
計	1,067	1,761	2,222	3,305	2,174	1	311	196	80

適用職員数	11,117人
-------	---------

その7 教育職給料表（二）適用職員

級 号給	1		2		特2		3		4	
	人		人		人		人		人	
1										
2										
3										
4										
5				42						
6				1						
7				4						
8				36						
9				1						
10				6						
11				4						
12				48						
13				1						
14				17						
15				2						
16				64						
17				19						
18				17						
19				7						
20				70						
21				1						
22				22						
23				8						1
24		2		71						
25				5						
26				21						4
27				6						8
28				97						4
29				8						7
30				30						12
31				17						11
32				88						15
33				8						16
34				34						12
35				12						7
36		2		95						3
37		1		8		1				4
38				28						6
39				11						6
40				100						5
41				11		1		1		2
42		1		33		1				2
43		1		16						1
44		1		105						
45		3		8		1				
46				36		1		1		1
47		1		17		2				1
48		2		95		1				
49				10		2				1
50		3		36				1		
51				21				2		
52		1		82		1		3		
53				19		2				
54		1		51		4		4		
55		1		24		2		2		
56				65		4		5		
57				17		1		6		
58				32		4		7		
59		2		17				11		
60				66		3		10		
61		2		16		2		9		
62		1		33		4		7		
63		1		21		3		18		
64		2		62		5		9		
65				16		2		13		
66				41		4		10		
67				20		3		11		
68				44		6		7		
69				15		5		15		
70				24		5		5		
71		1		16		3		3		
72		3		45		5		9		
73		1		23		6		6		
74		1		29		6		5		
75				19		6		6		
76		1		42		6		8		
77				20		9		2		
78		2		24		4		2		
79		1		18		4		5		
80		2		39		6		6		
81		2		23		3		5		
82		1		33		6		4		
83		1		16		10		3		
84		2		39		3		3		
85		1		21		7		1		
86				30		8		1		
87		3		23		6		1		
88				30		9		1		

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
89		24	5		
90		27	11		
91		24	6		
92	3	22	17		
93		13	7		
94		21	9		
95		21	10		
96	1	21	9		
97	1	21	11		
98		24	7		
99		15	4		
100		27	12		
101		23	5		
102		25	5		
103		15	3		
104	2	26	8		
105	2	27	3		
106	2	15	6		
107	2	21	6		
108	1	30	9		
109		14	1		
110	1	27	10		
111		17	8		
112		29	15		
113	2	27	10		
114	2	27	10		
115	1	14	10		
116	1	38	8		
117	1	19	8		
118		20	4		
119		28	2		
120		42	1		
121		13	6		
122		30			
123		23			
124	1	28			
125		41			
126	2	35			
127	1	28			
128	1	32			
129	1	28			
130		33			
131		33			
132	1	46			
133		49			
134		53			
135		72			
136		69			
137		85			
138		71			
139		91			
140		75			
141		108			
142		76			
143	1	42			
144		30			
145		27			
146		3			
147		1			
148	1	4			
149					
150					
151		1			
152					
153		41			
154					
155					
156					
157					
158	1				
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
計	82	4,564	420	225	129

適用職員数	5,420人
-------	--------

その8 教育職給料表（三）適用職員

級 号給	1 人	2 人	特2 人	3 人	4 人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		8			
8		1			
9		6			
10					
11		1			
12		4			
13					
14		1			
15		4			
16					
17		1			
18		371			
19		9			6
20		37			1
21		376			20
22		9			55
23		50			83
24		21			83
25		370			29
26		5			14
27		74	1		36
28		11			59
29		406			13
30		24			14
31		70			42
32		38			20
33		399	1		16
34		6			28
35		87	2		12
36		31			5
37		328	2		28
38		15	1		10
39		83			6
40		35	1		12
41		335	1		6
42		21	1		1
43		83	5		2
44		62	3		7
45		265	6		2
46		30	5		
47		88	8		
48		55	6		1
49		292	8		
50		24	4		
51		85	10		
52		74	6		
53		247	8		
54		21	7		
55		82	11		
56		78	10		
57		238	15		
58		31	8		
59		85	11	1	
60		51	8		
61		237	13		
62		55	7		1
63		76	18		3
64		65	9		2
65		161	17		5
66		59	12		2
67		96	10		5
68		78	9		5
69		134	20		6
70		54	17		12
71		106	13		10
72		69	13		18
73		140	16		12
74		65	14		10
75		86	13		40
76		65	12		32
77		104	13		66
78		55	10		21
79		77	16		33
80		47	21		15
81		84	10		72
82		50	18		13
83		82	12		24
84		53	18		18
85		79	16		58
86		46	12		11
87		64	12		13
88		58	11		21
		68	13		34

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
89		48	10	10	
90		66	11	12	
91		50	12	19	
92		83	6	26	
93		38	6	4	
94		62	9	8	
95		51	10	7	
96		57	18	5	
97		52	12	8	
98		50	10	14	
99		49	5	8	
100		57	12	6	
101		56	12	3	
102		46	8	2	
103		46	6		
104		51	9		
105		35	8		
106		53	7		
107		27	7		
108		36	9		
109		29	2		
110		41	8		
111		32	14		
112		39	5		
113		35	11		
114		34	11		
115		27	6		
116		40	1		
117		27	3		
118		39	1		
119		35			
120		37			
121		35			
122		21			
123		23			
124		39			
125		27			
126		36			
127		20			
128		35			
129		17			
130		25			
131		30			
132		21			
133		38			
134		36			
135		27			
136		32			
137		33			
138		53			
139		34			
140		35			
141		52			
142		58			
143		72			
144		91			
145		89			
146		126			
147		133			
148		139			
149		115			
150		148			
151		138			
152		102			
153		166			
154		96			
155		64			
156		28			
157		25			
158		7			
159		1			
160					
161		1			
162		1			
163					
164					
165		54			
計	0	11,287	793	695	611

適用職員数	13,386人
-------	---------

その9 特定任期付職員給料表適用職員

号 給	人 員
1	7 人
2	
3	
4	
5	
6	
7	

適用職員数	7人
-------	----



## 2 民間給与関係資料

### 令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本人事業委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### 2 調査機関

本人事業委員会並びに人事院、北九州市人事委員会及び福岡市人事委員会 ほか

#### 3 調査の範囲

##### (1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の福岡県内の民間事業所2,207事業所

##### (2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

#### 4 調査対象の抽出

##### (1) 標本事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を産業、規模等によって43層に層化し、これから504事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第12表のとおりである。

##### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、



抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

## 5 集 計

### (1) 調査実人員

行政職相当職種が 14,672 人（うち初任給関係 940 人）であり、その他の職種が 2,054 人（うち初任給関係 12 人）である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は 120,285 人であり、このうち、行政職相当職種は 80,792 人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

## 6 そ の 他

(1) 表中「－」とあるのは、該当従業員又は該当事業所のないことを示す。

(2) 年齢は令和 5 年 4 月 1 日現在における満年齢である。

(3) 「きまって支給する給与」とは、基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、能率給、家族手当、住宅手当、役付手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日出勤手当等月ごとに支給される全ての給与を含めたものをいう。

(4) 「時間外手当」とは、超過勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等きまって支給する給与総額に含まれる実績に応じて支給される全ての手当をいう。

(5) 第 15 表には、初任給関係職種に該当する従業員は含まれていない。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企 業 規 模					
	規模計	3,000人 以 上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 405	事業所 74	事業所 72	事業所 57	事業所 145	事業所 57
農 業、林 業、漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業、採 石 業、 砂 利 採 取 業、建 設 業	40	10	7	5	12	6
製 造 業	128	16	25	14	50	23
電 気・ガ ス・熱 供 給 ・水 道 業、情 報 通 信 業、 運 輸 業、郵 便 業	79	14	11	15	30	9
卸 売 業、小 売 業	47	8	10	13	12	4
金 融 業、保 険 業、 不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	16	8	1	2	5	0
教 育、学 習 支 援 業、医 療、 福 祉、サ ー ビ ス 業	95	18	18	8	36	15

(注) 上記調査事業所のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が9事業所、調査不能の事業所が90事業所あった。

第13表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
				増額	据置き	減額	
大学卒	規模計		%	%	%	%	%
			27.8	(54.0)	(45.1)	(0.9)	72.2
		500人以上	28.3	(68.1)	(31.9)	(0.0)	71.7
		100人以上 500人未満	29.0	(42.3)	(57.7)	(0.0)	71.0
高校卒	規模計						
			14.7	(61.2)	(38.8)	(0.0)	85.3
		500人以上	16.1	(72.2)	(27.8)	(0.0)	83.9
		100人以上 500人未満	14.3	(42.0)	(58.0)	(0.0)	85.7
		50人以上 100人未満	10.1	(76.0)	(24.0)	(0.0)	89.9

(注) ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	211,660	219,986	202,323	199,839
	短大卒	194,607	197,248	189,239	* 197,583
	高校卒	172,569	178,210	163,767	* 172,625
新卒事務員	大学卒	203,883	209,155	195,689	200,477
	短大卒	187,506	* 184,921	* 189,313	—
	高校卒	169,925	176,850	* 150,661	x
新卒技術者	大学卒	219,415	232,596	208,397	199,478
	短大卒	198,198	201,161	* 189,133	* 197,583
	高校卒	173,562	178,900	167,257	* 171,052
準新卒医師	大学卒	—	—	—	—
準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—	—
準新卒診療放射線技師	養成所卒	x	—	x	—
新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
準新卒看護師	養成所卒	x	—	x	—
準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—	—
新卒研究員	大学卒	—	—	—	—
新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—

- (注) 1 「\*」は、調査事業所数が5事業所以下、「x」は、調査事業所が1事業所であることを示す。  
 2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。  
 3 「準新卒」とは、令和4年度中に資格免許を取得し、令和5年4月までの間に採用された者をいう。  
 ただし、準新卒医師は、令和2年3月大学卒業後、令和2年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和5年4月までの間に採用された者をいう。

第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)			
事務・技術関係職種	支店長	21	52.6	740,864	9,928	730,936	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	15	51.6	783,036	12,372	770,664		
	短大卒	2	50.0	530,539	9,959	520,580		
	高校卒	4	57.5	687,883	750	687,133		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	17	52.4	692,994	2,531	690,463	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	10	52.0	683,876	152	683,724		
	短大卒	2	50.5	631,345	20,750	610,595		
	高校卒	5	54.0	735,888	0	735,888		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	437	52.9	661,027	4,122	656,905	2課以上又は構成員20人以上の部の長の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	343	52.8	673,532	4,126	669,406		
	短大卒	25	52.0	611,058	2,325	608,733		
	高校卒	69	53.5	616,967	4,752	612,215		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部長	304	53.0	669,570	4,029	665,541	同上	同上
	大学卒	215	53.1	700,705	3,682	697,023		
	短大卒	39	52.1	627,660	568	627,092		
	高校卒	49	53.1	569,542	8,392	561,150		
	中学卒	*	*	*	*	*		
事務部次長	125	49.3	588,390	7,879	580,511	前記部長に事故等のあるときの職務代行者	同上	
大学卒	96	48.5	597,512	8,336	589,176			
短大卒	14	53.0	587,465	7,336	580,129			
高校卒	15	51.2	530,876	5,465	525,411			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術部次長	50	51.8	685,536	8,434	677,102	職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上	
大学卒	36	51.1	711,674	11,376	700,298			
短大卒	8	52.6	614,306	966	613,340			
高校卒	6	54.7	623,682	740	622,942			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務課長	788	49.4	530,394	16,266	514,128	2係以上又は構成員10人以上の課の長の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	532	48.6	544,765	15,972	528,793			
短大卒	91	50.6	496,982	19,826	477,156			
高校卒	162	51.6	504,556	14,793	489,763			
中学卒	3	48.0	390,830	40,000	350,830			
技術課長	725	49.0	571,162	17,966	553,196	同上	同上	
大学卒	495	48.6	585,155	17,668	567,487			
短大卒	78	48.2	562,533	19,718	542,815			
高校卒	150	50.6	532,278	18,235	514,043			
中学卒	2	59.5	360,688	3,038	357,650			

(注)「\*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	264	45.0	519,390	52,002	467,388		
	短大卒	185	43.0	520,446	57,174	463,272		
	高校卒	35	50.4	498,013	32,554	465,459		
	中学卒	40	49.4	535,537	44,857	490,680		
	技術課長代理	4	46.5	496,159	54,430	441,729		
	大学卒	116	45.9	521,738	44,035	477,703		
	短大卒	71	44.2	524,242	51,611	472,631		
	高校卒	16	48.0	546,945	23,495	523,450		
	中学卒	29	49.0	501,698	36,815	464,883		
	事務係長	—	—	—	—	—	係の長及び係長級専門職	同 上
	大学卒	1,237	44.9	420,213	45,361	374,852		
	短大卒	726	43.0	423,482	46,121	377,361		
	高校卒	153	47.0	406,669	41,286	365,383		
	中学卒	352	48.0	419,739	45,241	374,498		
	技術係長	6	48.0	397,886	64,269	333,617		
大学卒	1,002	45.4	483,765	58,927	424,838			
短大卒	612	43.8	490,134	62,051	428,083			
高校卒	114	45.7	464,563	54,738	409,825	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上	
中学卒	273	48.8	476,771	52,943	423,828			
事務主任	3	51.0	550,509	125,287	425,222			
大学卒	928	41.5	350,284	36,418	313,866			
短大卒	518	38.6	363,129	38,113	325,016			
高校卒	174	46.3	336,587	33,480	303,107			
中学卒	232	44.4	332,558	34,734	297,824			
技術主任	4	45.3	310,791	42,281	268,510			
大学卒	882	43.3	434,872	58,730	376,142	事務係員	同 上	
短大卒	481	40.3	415,469	58,775	356,694			
高校卒	92	42.5	409,428	60,951	348,477			
中学卒	308	48.1	472,808	57,965	414,843			
事務係員	* * *	* * *	* * *	* * *	* * *			
大学卒	3,994	37.4	308,996	34,019	274,977			
短大卒	2,225	34.2	321,565	38,680	282,885			
高校卒	614	41.9	293,839	26,590	267,249			
中学卒	1,139	41.4	292,975	29,058	263,917	技術係員	同 上	
大学卒	16	42.8	283,227	24,073	259,154			
短大卒	2,842	34.6	346,496	53,936	292,560			
高校卒	1,546	32.5	353,208	60,539	292,669			
中学卒	366	36.4	337,240	44,257	292,983	技術係員	同 上	
大学卒	923	37.3	338,835	46,697	292,138			
中学卒	7	44.4	358,308	56,092	302,216			

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	19	53.0	766,167	9,924	756,243	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	14	51.5	795,401	13,256	782,145	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	4	57.5	687,883	750	687,133	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	13	52.1	709,088	117	708,971	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	8	52.0	705,965	190	705,775	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	4	53.8	735,105	0	735,105	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	298	53.2	707,534	3,931	703,603	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	241	53.1	713,913	4,125	709,788	
	短大卒	16	51.9	672,082	678	671,404	
	高校卒	41	54.5	683,873	4,061	679,812	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	226	53.2	719,169	4,103	715,066	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	175	53.2	734,368	4,254	730,114		
短大卒	22	52.7	731,466	590	730,876		
高校卒	29	53.1	618,121	5,862	612,259		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	91	49.3	604,704	9,904	594,800	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)	
大学卒	72	48.4	607,383	9,952	597,431		
短大卒	11	53.0	587,168	9,336	577,832		
高校卒	8	52.0	604,703	10,247	594,456		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	38	51.9	751,363	8,407	742,956	2課以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	28	51.3	773,301	11,134	762,167		
短大卒	6	53.8	674,691	1,287	673,404		
高校卒	4	53.3	712,800	0	712,800		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	543	49.3	551,892	12,631	539,261	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	383	48.4	561,402	13,603	547,799		
短大卒	54	50.5	518,898	14,679	504,219		
高校卒	105	51.7	536,432	8,152	528,280		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術課長	563	49.2	603,193	20,681	582,512	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	401	48.9	613,293	20,162	593,131		
短大卒	60	48.2	597,543	19,566	577,977		
高校卒	102	50.9	566,810	23,374	543,436		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま ま つ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 5級、6級
	大学卒	197	45.1	524,407	35,915	488,492		
	短大卒	138	43.0	515,813	38,253	477,560		
	高校卒	23	51.0	519,684	10,081	509,603		
	中学卒	33	49.4	562,322	44,448	517,874		
	3	50.7	538,878	32,573	506,305			
	技術課長代理	64	45.0	585,244	50,103	535,141		
	大学卒	40	43.4	594,272	61,708	532,564		
	短大卒	13	48.3	570,009	25,121	544,888		
	高校卒	11	47.1	570,420	37,429	532,991		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	820	45.5	444,739	43,935	400,804	係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	503	43.6	444,936	45,183	399,753		
	短大卒	95	48.2	430,689	40,841	389,848		
	高校卒	221	48.7	450,596	42,151	408,445		
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係長	795	45.7	503,533	59,995	443,538			
大学卒	494	44.2	514,082	65,751	448,331			
短大卒	84	46.3	478,420	53,986	424,434			
高校卒	216	48.9	488,617	48,900	439,717			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務主任	530	41.5	371,581	36,468	335,113	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級、4級)	
大学卒	328	38.6	379,790	37,512	342,278			
短大卒	103	46.3	358,192	31,878	326,314			
高校卒	99	45.9	358,313	37,786	320,527			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術主任	641	44.4	464,385	61,870	402,515			
大学卒	347	41.4	441,354	63,316	378,038			
短大卒	61	43.4	439,851	66,628	373,223			
高校卒	233	49.1	505,107	58,472	446,635			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務係員	2,578	37.5	323,438	35,292	288,146		行政職 1級	
大学卒	1,532	34.4	333,082	39,438	293,644			
短大卒	368	42.5	304,672	27,792	276,880			
高校卒	670	41.7	312,340	30,166	282,174			
中学卒	8	41.6	269,204	15,593	253,611			
技術係員	1,969	34.4	359,708	60,626	299,082			
大学卒	1,037	32.5	371,675	70,144	301,531			
短大卒	269	34.9	338,380	45,308	293,072			
高校卒	659	37.2	349,479	51,953	297,526			
中学卒	4	45.5	376,920	52,232	324,688			



3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	2	48.5	500,482	9,959	490,523	* 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	*	*	*	*	*	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	支店長	4	53.5	640,688	10,375	630,313	* 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	52.0	595,520	0	595,520	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	事務部長	121	52.1	568,488	3,648	564,840	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	89	52.3	585,227	2,616	582,611	
	短大卒	8	51.1	508,892	5,910	502,982	
	高校卒	24	51.8	526,283	6,726	519,557	
	技術部長	59	53.0	533,313	2,533	530,780	
	大学卒	34	53.2	558,692	1,354	557,338	
	短大卒	13	52.6	500,374	706	499,668	
	高校卒	11	53.0	495,785	8,566	487,219	
事務部次長	32	49.8	553,765	2,615	551,150	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)	
大学卒	22	49.2	583,150	3,803	579,347		
短大卒	3	53.0	588,553	0	588,553		
高校卒	7	50.3	446,502	0	446,502		
技術部次長	11	51.9	479,101	9,295	469,806		
大学卒	7	51.1	501,846	13,972	487,874		
短大卒	2	49.0	433,150	0	433,150		
高校卒	2	57.5	445,445	2,220	443,225		
事務課長	213	49.4	491,104	25,697	465,407	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	135	48.9	510,721	22,883	487,838		
短大卒	34	50.7	467,020	27,889	439,131		
高校卒	42	50.4	450,504	31,334	419,170		
技術課長	114	48.3	467,505	10,961	456,544		
大学卒	69	47.3	469,852	9,553	460,299		
短大卒	17	47.6	440,059	21,416	418,643		
高校卒	27	51.1	480,676	8,381	472,295		
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	*	*	*	*	*		
中学卒	*	*	*	*	*		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま ま つ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4級
	大学卒	63	44.5	511,700	104,000	407,700		
	短大卒	44	43.0	544,035	118,113	425,922		
	高校卒	12	49.4	456,478	75,630	380,848		
	中学卒	6	48.2	408,977	54,584	354,393		
		*	*	*	*	*		
	技術課長代理	35	46.7	431,740	34,633	397,107		
	大学卒	21	44.4	413,715	33,128	380,587		
	短大卒	3	46.7	446,998	16,448	430,550		
	高校卒	11	51.1	461,991	42,468	419,523		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	347	43.3	376,625	50,323	326,302	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大学卒	192	41.3	379,497	49,224	330,273		
	短大卒	49	44.7	371,140	43,666	327,474		
	高校卒	102	46.5	373,058	55,719	317,339		
中学卒	4	46.5	396,931	47,081	349,850			
技術係長	154	45.4	413,185	59,606	353,579			
大学卒	80	43.8	389,750	50,474	339,276			
短大卒	26	44.3	434,165	59,014	375,151			
高校卒	46	48.6	437,714	72,817	364,897			
中学卒	2	51.0	513,698	128,778	384,920			
事務主任	319	41.1	327,557	38,687	288,870	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級)	
大学卒	160	38.2	337,837	41,124	296,713			
短大卒	53	46.3	314,150	39,254	274,896			
高校卒	104	42.7	317,790	34,535	283,255			
中学卒	2	53.5	368,282	44,562	323,720			
技術主任	206	40.7	354,744	50,266	304,478			
大学卒	113	38.2	354,670	48,858	305,812			
短大卒	29	41.1	355,078	53,214	301,864			
高校卒	63	44.8	353,620	51,146	302,474			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務係員	1,215	37.0	285,248	33,388	251,860		行政職 1級	
大学卒	621	33.4	297,410	38,607	258,803			
短大卒	209	40.5	279,254	25,337	253,917			
高校卒	378	40.6	268,188	29,193	238,995			
中学卒	7	45.6	306,443	37,203	269,240			
技術係員	651	35.5	325,691	40,253	285,438			
大学卒	370	33.2	325,799	41,877	283,922			
短大卒	84	41.1	340,912	42,644	298,268			
高校卒	195	37.3	319,123	36,287	282,836			
中学卒	2	45.5	306,750	25,920	280,830			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	—	—	—	—	—		構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	18	52.6	513,140	10,463	502,677	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	13	51.6	529,491	14,487	515,004		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	4	53.5	475,283	0	475,283		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部長	19	50.4	502,722	7,800	494,922		
	大学卒	6	48.7	523,610	198	523,412		
短大卒	4	46.8	470,406	0	470,406			
高校卒	9	53.2	503,160	16,335	486,825			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務部次長	2	42.0	400,123	0	400,123	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)		
大学卒	2	42.0	400,123	0	400,123			
短大卒	—	—	—	—	—			
高校卒	—	—	—	—	—			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術部次長	*	*	*	*	*			
大学卒	*	*	*	*	*			
短大卒	—	—	—	—	—			
高校卒	—	—	—	—	—			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務課長	32	51.7	427,138	15,180	411,958	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職		
大学卒	14	49.5	417,912	14,148	403,764			
短大卒	3	50.0	442,044	21,065	420,979			
高校卒	15	54.1	432,768	14,966	417,802			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術課長	48	48.3	441,656	2,764	438,892			
大学卒	25	47.2	452,067	65	452,002			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	21	48.3	430,902	5,952	424,950			
中学卒	*	*	*	*	*			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級			
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)					
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4級		
	大学卒	4	44.8	393,446	25,337	368,109				
	短大卒	3	41.0	387,595	33,783	353,812				
	高校卒	—	—	—	—	—				
	中学卒	*	*	*	*	*				
	技術課長代理	17	47.8	467,946	40,546	427,400				
	大学卒	10	47.1	476,234	50,046	426,188				
	短大卒	—	—	—	—	—				
	高校卒	7	48.7	456,105	26,972	429,133				
	中学卒	—	—	—	—	—				
	事務係長	70	46.1	348,990	37,474	311,516			係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大学卒	31	43.5	347,807	42,138	305,669				
	短大卒	9	46.6	346,553	33,014	313,539				
	高校卒	29	48.3	348,775	31,935	316,840				
	中学卒	*	*	*	*	*				
技術係長	53	41.0	392,312	40,922	351,390					
大学卒	38	38.4	390,147	38,330	351,817					
短大卒	4	42.8	371,152	42,728	328,424					
高校卒	11	49.3	407,489	49,221	358,268					
中学卒	—	—	—	—	—					
事務主任	79	43.3	299,180	26,920	272,260	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級)			
大学卒	30	39.3	315,864	28,637	287,227					
短大卒	18	46.7	279,028	25,650	253,378					
高校卒	29	45.7	297,594	25,030	272,564					
中学卒	2	37.0	253,300	40,000	213,300					
技術主任	35	37.5	365,976	51,047	314,929					
大学卒	21	33.7	314,906	37,120	277,786					
短大卒	2	36.5	269,597	0	269,597					
高校卒	12	44.3	471,411	83,926	387,485					
中学卒	—	—	—	—	—					
事務係員	201	40.2	267,324	21,510	245,814		行政職 1級			
大学卒	72	35.2	284,850	23,185	261,665					
短大卒	37	44.9	268,489	21,713	246,776					
高校卒	91	42.4	253,361	20,338	233,023					
中学卒	*	*	*	*	*					
技術係員	222	33.3	290,323	34,720	255,603					
大学卒	139	30.9	288,395	38,557	249,838					
短大卒	13	37.3	289,921	32,926	256,995					
高校卒	69	37.3	292,883	25,920	266,963					
中学卒	*	*	*	*	*					

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きま ま つ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 ( 課 ) 長	7	56.1	645,882	0	645,882	
	研 究 室 ( 係 ) 長	7	53.3	607,657	271	607,386	
	主 任 研 究 員	27	45.1	530,229	6,248	523,981	
	研 究 員	26	34.7	452,069	88,410	363,659	
研 究 補 助 員	13	31.5	403,380	85,786	317,594		
医 療	病 院 長	*	*	*	*	*	* 部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務 代行者
	副 院 長	3	55.7	1,703,081	11,298	1,691,783	
	医 科 長	16	52.5	1,472,491	9,818	1,462,673	
	医 師	31	44.9	1,086,197	59,384	1,026,813	
歯 科 医 師	—	—	—	—	—		
関 係 職 種	薬 局 長	8	53.9	489,173	14,773	474,400	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	56	38.0	334,888	13,792	321,096	
	診 療 放 射 線 技 師	55	40.6	382,052	16,882	365,170	
	臨 床 検 査 技 師	52	38.9	349,485	13,961	335,524	
	栄 養 士	51	35.9	272,936	8,621	264,315	
	理 学 療 法 士	142	34.4	307,172	10,216	296,956	
	作 業 療 法 士	120	34.8	294,168	9,691	284,477	
種	総 看 護 師 長	8	50.1	455,642	2,710	452,932	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	119	48.1	432,832	18,986	413,846	
	看 護 師	331	39.5	341,775	28,677	313,098	
	准 看 護 師	94	44.3	260,645	20,718	239,927	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	38	60.2	943,387	42,439	900,948	
	大 学 教 授	216	56.6	795,129	30,615	764,514	
	大 学 准 教 授	169	49.1	656,518	32,521	623,997	
	大 学 講 師	167	44.1	550,086	27,332	522,754	
	大 学 助 教	133	40.7	546,991	49,774	497,217	
	高 等 学 校 校 長	2	60.5	674,268	0	674,268	
	高 等 学 校 教 頭	7	50.1	535,436	829	534,607	
高 等 学 校 教 諭	106	45.9	467,043	13,193	453,850		

第16表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		78.3%
配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		65.9%
家 族 手 当 制 度 が な い		21.7%
扶 養 家 族 の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	12,536 円
	配 偶 者 と 子 1 人	18,624 円
	配 偶 者 と 子 2 人	24,517 円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。  
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は84.2%である。  
 3 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第17表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を 支給する	在宅勤務関連手当を 支給しない	在宅勤務を 実施していない
44.5 %	(19.2) %	(80.8) %	55.5 %

(注) ( )内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給目的別の月額支給の状況

支給目的	月額										
	~1,000円	~2,000円	~3,000円	~4,000円	~5,000円	~6,000円	~7,000円	~8,000円	~9,000円	~10,000円	10,001円~
光熱費の負担増への配慮のみ			37.5%		62.5%						

(注) 在宅勤務関連手当の支給目的を「光熱費の負担増への配慮のみ」としている事業所を100とした割合である。

第18表 民間における冬季賞与の配分状況

項目	係 員		課 長 級		部 長 級 ( 非 役 員 )	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	59.5 %	40.5 %	55.8 %	44.2 %	54.5 %	45.5 %
500人以上	54.8	45.2	48.9	51.1	49.1	50.9
100人以上500人未満	64.8	35.2	62.9	37.1	60.6	39.4
50人以上100人未満	61.3	38.7	59.3	40.7	56.6	43.4

第19表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
99.8	77.4	22.4	0.2

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
		%	%	%
課 長 級		62.1	48.5	37.9
非 管 理 職		50.0	41.8	50.0

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第21表において同じ。)  
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
%	%
69.8	66.7

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

### 3 生計費関係資料

#### 令和5年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和5年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

##### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

##### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（福岡市・勤労者世帯）における令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別支出金額に消費動向の変動分を加味したものに、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて求めた。



第22表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和5年4月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	36,240 円	36,550 円	57,550 円	78,550 円	99,550 円
住 居 関 係 費	49,350	52,490	47,700	42,900	38,110
被 服 ・ 履 物 費	8,530	5,810	9,390	12,970	16,560
雑 費 I	25,040	26,060	49,890	73,720	97,560
雑 費 II	15,520	18,120	25,200	32,290	39,370
計	134,680	139,030	189,730	240,430	291,150

## 4 労働経済関係資料

### 第23表 労働経済指標

項目 年度 年月	① 実質国内総生産 (GDP)	② 常用雇用指数 (調査産業計)		③ 有効求人倍率 (季節調整値)		④ 完全失業率 (季節調整値)		⑤ きまってる支給給与 (調査産業計)				⑥ 所定 (調査)	
		全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	福岡県	全国		
	前年度比・前期比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(%) (推定)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)
令和3年度	2.7	△ 0.4	△ 0.7	1.16	1.08	2.8	3.0	298.2	1.7	272.9	0.2	274.4	1.1
4年度	1.4	△ 0.3	△ 1.4	1.31	1.21	2.6	2.9	304.5	2.1	274.5	0.6	279.6	1.9
令和4年4月		△ 1.1	△ 2.3	1.24	1.05	2.6		307.9	2.5	278.6	0.0	281.9	2.2
5月	1.3	△ 0.9	△ 1.9	1.25	1.07	2.6	2.9	301.2	2.2	274.1	1.3	277.2	1.9
6月		△ 0.6	△ 1.9	1.27	1.09	2.6		304.0	2.3	278.6	3.2	280.0	2.1
7月		△ 0.6	△ 1.7	1.28	1.10	2.6		303.7	2.0	276.7	1.9	279.1	1.9
8月	△ 0.3	△ 0.5	△ 1.8	1.31	1.11	2.5	3.0	301.9	2.3	274.9	2.0	277.7	2.2
9月		△ 0.4	△ 1.9	1.32	1.12	2.6		304.0	2.6	272.4	0.0	279.7	2.2
10月		△ 0.5	△ 1.5	1.34	1.13	2.6		305.3	2.3	276.4	1.3	279.9	1.8
11月	0.0	△ 0.3	△ 1.7	1.35	1.15	2.5	2.6	305.7	2.6	272.7	△ 0.3	280.0	2.2
12月		△ 0.3	△ 2.5	1.36	1.15	2.5		305.9	2.5	273.2	△ 0.1	280.1	2.3
令和5年1月		0.6	0.2	1.35	1.16	2.4		303.9	1.7	273.3	0.2	279.5	1.7
2月	0.9	0.6	0.0	1.34	1.19	2.6	2.6	303.5	1.4	269.7	△ 1.4	279.1	1.5
3月		0.6	0.8	1.32	1.17	2.8		306.8	1.0	273.0	△ 1.1	281.6	1.0
4月		0.7	1.1	1.32	1.19	2.6		310.9	1.0	279.1	0.2	285.1	1.2
5月	1.5	0.8	1.4	1.31	1.18	2.6	2.5	307.7	2.1	277.3	1.2	283.5	2.2
6月		0.6	2.2	1.30	1.16	2.5		309.5	1.8	275.0	△ 1.3	285.2	1.8
資料出所	内閣府	厚生労働省				総務省		厚生					

- (注) 1 ①は平成27年基準、②、⑤、⑥、⑩、⑪は令和2年基準である。  
 2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は「毎月勤労統計調査」(事業所規模 30人以上)の数値である。  
 3 ④の福岡県の欄の数値は、総務省の労働力調査都道府県別結果(モデル推計による都道府県標本設計を行っておらず、標本規模も小さいことなどにより、全国結果に比べ結果精度が  
 4 ④の福岡県の欄及び⑨の欄中令和3年度、4年度の項は、それぞれ令和3暦年、4暦年の

内 給 与 産業計)	⑦ 総 実 労 働 時 間 数 (調査産業計)		⑧ 所 定 外 労 働 時 間 数 (調査産業計)		⑨ 消 費 支 出 (名 目) (二人以上の世帯)				⑩ 消 費 者 物 価 指 数 (総 合)		⑪ 国内 企 業 物 価 指 数	
	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡市	全国	福岡市	全国	福岡市	
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前 年 比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前 年 比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
253.1	0.2	142.5	143.7	11.7	11.0	279.0	0.4	285.5	△ 10.0	0.1	△ 0.4	7.1
255.6	1.0	143.5	142.2	12.2	10.7	290.9	4.2	286.3	0.3	3.2	2.9	9.4
259.0	0.2	149.0	147.8	12.9	11.7	304.5	1.2	283.5	2.9	2.5	1.9	9.9
255.5	1.8	137.6	137.4	11.7	10.4	287.7	2.4	259.1	△ 6.0	2.5	2.2	9.4
260.5	4.0	149.6	149.0	12.1	10.7	276.9	6.4	258.2	5.7	2.4	2.6	9.6
257.9	2.6	147.0	144.7	12.1	10.8	285.3	6.6	286.4	22.8	2.6	2.4	9.3
256.1	2.7	139.1	139.0	11.3	10.5	290.0	8.8	287.9	16.6	3.0	2.7	9.6
253.8	0.3	144.0	141.8	12.2	11.3	281.0	5.9	286.7	7.0	3.0	2.0	10.3
257.1	1.4	144.5	143.5	12.6	11.4	298.0	5.7	323.7	8.4	3.7	2.6	9.7
253.9	0.3	146.0	144.6	12.6	11.3	285.9	3.2	290.3	△ 4.8	3.8	3.6	9.9
253.6	0.5	144.2	142.4	12.6	11.1	328.1	3.4	319.8	△ 2.6	4.0	3.9	10.6
255.1	0.7	135.7	134.7	11.8	9.7	301.6	4.8	293.5	0.3	4.3	4.2	9.6
251.7	△ 0.9	139.7	136.2	12.0	9.6	272.2	5.6	275.8	7.7	3.3	3.3	8.3
253.3	△ 1.3	145.8	144.7	12.5	10.1	312.8	1.8	299.1	2.8	3.2	3.4	7.4
258.5	△ 0.2	148.3	145.7	12.6	10.6	303.1	△ 0.5	329.4	16.2	3.5	3.5	6.1
259.0	1.4	140.9	139.5	11.7	9.5	286.4	△ 0.4	345.5	33.4	3.2	3.2	5.3
256.2	△ 1.6	149.7	145.6	11.9	9.5	275.5	△ 0.5	289.6	12.2	3.3	2.6	4.3
労 働 省					総 務 省					日本銀行		

県別結果)である。総務省は当該モデル推計について、「労働力調査は都道府県別に表章するように十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては留意すること。」としている。数値である。